

平成 24 年 12 月 12 日

各 位

会 社 名 アキナジスタ株式会社
代表者名 代表取締役社長 桐生 直裕
(コード番号 2495 札幌アンビシャス)
問合せ先 取締役経営管理部長 大崎 隆
(TEL. 03-3263-4666)

「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間」の現状について

当社は、当社の前身である株式会社イージーユーズと株式会社モバイル・アフィリエイト（非上場）の合併に起因し、平成 21 年 4 月 1 日より平成 25 年 3 月 31 日までを期間とした「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間」に入っております。当該猶予期間の現状について以下の通りお知らせいたします。

記

1. 猶予期間入りの経緯

当社は、営業体制と技術力の強化並びに経営の合理化を目的として株式会社モバイル・アフィリエイトと合併しましたが、実質的な存続会社は当社ではないとの札幌証券取引所（以下、「取引所」）の判断により、当該合併の効力発生日である平成 21 年 4 月 1 日より新規上場に準じた審査を受けるための合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間に入っております。

2. 猶予期間の期限等

猶予期間の最終日となる平成 25 年 3 月 31 日までに新規上場審査基準に準じた基準に適合していることが確認できない場合は、その翌日から監理銘柄（確認中）に指定され、申請が受け付けられた時点で監理銘柄（審査中）に指定されます。その後新規上場基準に準じた基準に適合していることが確認された場合、上場が維持されることとなりますが、当該基準への適合が確認されなかった場合、上場廃止となります。

また、猶予期間終了後の最初の有価証券報告書提出日から起算して 8 日目の日（休業日は除く）までに申請を行わない場合は、上場廃止となる銘柄として整理銘柄に指定されることとなります。

3. 幹事証券の決定

当社は、平成24年11月12日付発表の「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間」の現状について」において、幹事証券が決定していない旨をお知らせしましたが、本日、ばんせい証券株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長 兼 C.E.O.：村上豊彦）と、同社を確認書作成のための幹事証券とする契約を締結いたしました。

4. 今後の猶予期間解除に向けた取り組みの状況

当社は現在、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの取引所の審査を受けるため、取引所の定める審査基準に則った申請準備を進めております。審査申請には会員証券会社の確認書提出が規定されておりますが、現時点では今回契約を締結したばんせい証券株式会社から確認書は入手しておらず、審査の申請も行えておりません。確認書を入手出来なかった場合、審査申請を行わずに上場廃止となりますが、審査の申請を行うことが出来、新規上場審査基準に準じた基準への適合が確認された場合、上場が維持されることとなります。

当社は、引き続き審査の申請に向け全力を尽くして取り組んで参ります。

しかし、前述の猶予期間の終了期限も迫ってきておりますので、当社株式を保有されている株主各位および当社株式の取得を検討されている投資家各位におかれましては、当社の状況について充分ご認識いただきますようお願い申し上げます。

以上